

商標法 3条 2項の適用について ～角瓶事件を中心に～

弁理士 伊東 憲二

はじめに

暑い夏も過ぎ去り、すっかり秋の気配が深まった今日この頃（原稿執筆当時）、ウイスキーのロックを片手に日本シリーズ（阪神！じゃない方ガンバレ～）を観戦しながら秋の夜長を過ごしておりますと、食卓兼仕事機の傍らより、ある書類を見つけました。賢い読者の皆様ならばもうお気づきでしょう。そうです。その書類とは、いわゆる角瓶事件の判決文です（いささかこじつけ気味ですがご容赦下さい）。

というわけで（どういうわけでしょうか？）、当コーナー第2回目は、商標法3条2項の適用に関し、角瓶事件を中心にお伝えしたいと思います。

角瓶事件

【立体商標、平成14行ケ第581号】

本件訴訟は、ウイスキーの大手メーカーである原告が角型瓶の形状に係る立体商標（以下「本願商標」という）について、指定商品を第33類「ウイスキー」とする商標登録出願〔商願平9-101566号〕をしたところ、拒絶査定がされ、また、これに対する不服審判においても請求不成立審決がなされたため、当該審決に対する取消訴訟を東京高等裁判所に提起したものです。

本件訴訟は、本願商標は商標法3条1項3号にいわゆる識別力の無い商標に該当するのかが否か、仮に本願商標が同法3条1項3号に該当

するとしても同条2項の適用があるのかが否か、の2点について争われましたが、以下に示すようにいずれの争点についても原告の主張は退けられました。

まず争点 について裁判所は、本願商標は『ウイスキー瓶として予測し難いような特異な形状や特別な印象を与える装飾的形狀であるということではでき』ず、『その指定商品であるウイスキーに使用された場合、指定商品の取引者、需要者は、ウイスキー瓶の形状そのものと認識することとどまる』から識別力がないと判断しました。

つぎに争点 について裁判所は、『本願商標と使用に係る本件ウイスキー瓶とは、その立体的形状は同一と認められる範囲内のものであると認められるものの、（中略）自他商品識別力が強い平面標章部分の有無において異なっているから、（中略）同一性を有しない』とし、同法3条2項の適用を認めませんでした。

以上のように、本件訴訟においては本願商標の登録性は認められませんでした。これより1年半ほど前に「角瓶」の文字商標について同法3条2項の適用によりその登録性が認められる判決が下されたので、つぎにこれを紹介します。

角瓶事件

【文字商標、平成13行ケ第265号】

本件訴訟は、「角瓶」の文字からなる商標（以下「本願商標」という）について、指定商品を第33類「角

型瓶入りのウイスキー」とする商標登録出願をしたところ、拒絶査定及び拒絶審決がなされたのでその取消訴訟を提起したものです。

本件訴訟については、上記訴訟と異なり、識別性の有無については争いがなく、専ら商標法3条2項の適用の有無が争われました。

そして裁判所は、『新聞、雑誌の広告及びテレビコマーシャルにおいて使用された商標は、「角瓶」の文字が「サントリー」又は「サントリーウイスキー」の文字に連続して表示されている態様のものも含めて、「角瓶」の文字よりなる本願商標が、標章として独立して指定商品「角型瓶入(ママ)のウイスキー」に使用され、自他商品識別機能を備えるに至ったものと認められる』とし、同法3条2項の適用を認める判断を下しました。

立体商標の方は、瓶の形状よりもむしろラベルに表された文字商標の方が識別力を発揮しているのに対して、文字商標の方は、「角瓶」の文字がハウスマークと連続して表されている場合であっても「角瓶」の文字部分が識別力を発揮していると認定され（自家用車や家電製品の例を思い浮かべて下さい）、まさにこの点が判決の差となって現れました。

なお、本件角瓶事件（文字商標）においては、出願商標「角瓶」と使用商標「サントリー角瓶」等との間の同一性が認められましたが、他方で出願商標「純」と使用商標「宝焼酎純」との間の同一性が認められなかった事例があります〔平成4(行ケ)第6号、上告審平成5(行ツ)第65号〕。

各国商標法 改正情報

【台湾編】

他の文字（「サントリー」及び「宝焼酎」）と連続して表示される度合（少ないほど結びつきが弱いと認定される）などの実際の使用態様から他の文字と出願商標の結びつきの程度を認定し、その差が両訴訟の判断の分かれ目になったように思われます。

最後に

両角瓶事件の原告は、角型瓶の形状の他に「ROYAL」及び「OLD」の瓶の形状についても出願をしましたが、いずれも拒絶査定不服審判において商標法3条2項の適用は認められませんでした〔不服2000-6894 不服2000-6895〕。

その是非はともかくとして、取引の実情をみると、文字等が何も記されていない商品の容器に商品を詰めて、それがそのまま店頭に並ぶなどということは通常考えにくく、容器には文字等が付されることが普通です。

そうだとすると、商品の包装に関する形状のみの立体商標が同法3条2項の適用を受けることは事実上考えられないように思われます。

以上



台湾の改正商標法が、2003年11月28日から施行されました。主な改正点は、以下のとおりです。

1. 多区分出願が可能になった
2. 立体商標、音の商標が認められる
3. 連合商標制度が廃止された
4. 付与後異議申立制度への移行
5. 出願時の宣誓書の提出は不要となり、委任状のみになった
6. 更新登録出願時の実体審査が廃止された

日本から台湾へは多くの出願がされており、同国の法改正については関係各位のご関心が高いと思います。そこで、上記改正点について簡単に解説いたします。

1. これまで台湾では1商標を区分毎に出願していましたが、今後は多区分出願が可能になります。これと関連して、多区分出願について異議申立や無効審判を受けた場合には、出願分割を行うことにより、異議を受けた部分と受けなかった部分を切り離すことが可能になります。
2. 改正後は、平面的な商標に加えて、立体形状についても商標登録を受けることが可能になります。出願時の必要書類としては、立体形状が明示された写真等で対処可能といえます。
3. 連合商標制度の下では、登録後の存続期間は「連合の親」にあたる正商標の存続期間にならう、とされていましたが、今回

の改正後、連合商標は独立の商標登録となりますので次回の更新期限の見直しが必要になります。

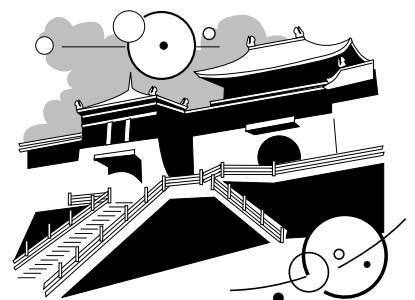
弊所で管理させていただいている登録商標については、連合関係を1件ずつ確認の上、ご案内差し上げる予定です。

4. 従前は付与前異議申立制度で、異議申立期間は3ヶ月でしたが、改正後は日本と同様に付与後異議申立制度となり、申立期間も2ヶ月に短縮されます。
5. 6. 出願時と更新時の方式要件緩和は、世界的なハーモナイゼーションにならうものです。

以上、現在台湾で登録商標を取得しておられる方にも、今後新規出願を希望する方にも関係ある改正点をピックアップしました。より詳しくは外国商標担当までご連絡ください。

以上

（本稿担当：弁理士・矢野公子）



故宮博物院